

平成二十四年第七回六戸町議会臨時会議録（第一号）

開 会 平成二十四年十一月二十六日 午前十時

出席議員（十一名）

一 番	杉 山	茂 夫	二 番	附 田	輝 雄
三 番	久 田	伸 一	四 番	高 坂	茂 雄
五 番	下 田	敏 美	六 番	川 村	重 光
七 番	河 野	繁 雄	九 番	母 良	昭 光
十 番	山 本	実 雄	十 番	金 崎	盛 三
十二番	苦 米 地				

欠席議員（一名）

八 番 円 子 徳 通

地方自治法第二百一十一条第一項に基づき、説明のため出席した者の職氏名

町 長	吉 田	豊 正	副 町 長	保 土 澤	正 教
総 務 課 長	坂 本	美 祥	企 画 財 政 課 長	保 土 沢	博 昭
税 務 課 長	棟 方	晃 一	産 業 課 長	松 村	正 茂
町 民 福 祉 課 長	保 土 沢	定 樹	建 設 下 水 道 課 長	下 田	正 幸
病 院 事 務 長	田 中	茂 樹	会 計 管 理 者	山 本	晃 広

教育委員 局長	櫻田泰弘	教育課長	川村政則
農業委員 局長	松村茂	選挙管理委員 委員長	高橋司
選挙管理委員 局長	坂本定美	代表監査委員	米内山功
監査委員 事務局長	田中義喜		

本会議に職務のため出席した者の職、氏名

事務局 局長	田中義喜	事務局次長	畠山正子
主査	吉田		

議事日程

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸報告
日程第四	提出議案の一括上程（町長の提案理由説明）
日程第五	報告第十八号 専決処分の承認を求めることについて
日程第六	議案第四十七号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第七	議案第四十八号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につい て
日程第八	議案第四十九号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する 条例案について

日程 第九

議案五十号

六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

会議に付した事件

議事日程に同じ

会議録署名議員の氏名

五 番

下

田

敏

美

六

番

川

村

重

光

## 会議の経過

議 長(苫米地繁雄君)

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員を報告いたします。

八番 円子徳通君

から欠席する旨の通告がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は十一名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成二十四年第七回六戸町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開議(午前 十時 分)

議 長(苫米地繁雄君)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第一 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第一百七十七条の規定により、議長において、五番、下田敏美君、六番、川村重光君の両名を指名いたします。

次に、日程第二 会期の決定を議題といたします。

会期決定前に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。  
十一番。

議会運営副委員長（金崎盛三君）

報告いたします。

去る十一月十六日告示となり、本日招集されました平成二十四年第七回六戸町議会臨時会の会期等に関して、本  
日午前九時より議会運営委員会を開催し、審議した結果、本臨時会の会期は、別紙日程案のとおり、本日十一月二  
十六日の一日間とすることに決定いたしましたので、議員各位には、当委員会の決定にご賛同くださるようお願い  
申し上げます、報告いたします。

議長（苦米地繁雄君）

議会運営委員会副委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日十一月二十六日の一日間と決定いたしました。  
次に、日程第三 諸報告を行います。

地方自治法第二百一十一条第一項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付

してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第四 提出議案の一括上程を議題といたします。

本臨時会に町長より提出されました議案は、報告第十八号、議案第四十七号から議案第五十号の五件であります。これを一括上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（吉田 豊君）

改めまして、おはようございます。

早速ではございますが、提案理由を行います。

本日、職員等の給与の条例改正について急施を要しますので、平成二十四年第七回六戸町議会臨時会を招集させていただきます。

開会にあたり、議員各位のご参集を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

それでは、臨時会に提案いたしました報告一件、議案四件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第十八号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

平成二十四年度六戸町一般会計補正予算第三号を専決処分したものであります。その内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に七百九十六万三千円、これは衆議院選挙の関係費でございますが、を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ四十八億四千五百三十三万三千円としたものであります。

続きまして、議案第四十七号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は青森県人事委員会の勧告を考慮し、職員の期末手当の支給割合を改正するため提案するものであります。

議案第四十八号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、特別職の期末手当の支給割合を改定するため提案するものであります。

議案第四十九号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、教育長の期末手当の支給割合を改定めるため提案するものであります。議案第五十号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、議会議員の期末手当の支給割合を改定めるため提案するものであります。

以上、本臨時会に提案いたしました、報告、議案についての概要をご説明申し上げましたが、ご審議の過程に起きまして、担当課長から詳細について説明しますので、慎重にご審議の上、満場のご承認、ご決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。お願い申し上げます。どうもありがとうございました。

議 長 (苫米地繁雄君)

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、日程第五 報告第十八号 専決処分の承認を求めらるることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (保土沢博昭君)

報告第十八号 専決処分の承認を求めらるることについてご説明申し上げます。

地方自治法第七十九条第一項の規定によって、次のおり平成二十四年十一月十九日に専決処分をいたしましたので同条第三号の規定により報告し、承認を求めらるものであります。

平成二十四年度 六戸町一般会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ七百九十六万三千円を追加し、補正後の

歳入歳出予算の総額をそれぞれ四十八億四千五百十萬三千円としたものであります。

その概要につきましては、衆議院の解散により、衆議院議員選挙の執行経費を補正したものでございます。まず、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書3ページになります。本補正予算の財源といたしましては、十四款国庫支出金七百九十六萬三千円を計上いたしました。

次に歳出についてご説明いたします。

二款、四項選挙費に十二月十六日執行の衆議院議員選挙費といたしまして、総額七百九十六萬三千円計上いたしました。

以上で報告第十八号の説明と致します。

議

長 (苦米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議

長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)



議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより報告第十八号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第十八号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第六 議案第四十七号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（坂本定美君）

議案第四十七号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

なお、補足説明資料もあわせてご覧いただきたいと思っております。

なお、主な改正内容についてご説明申し上げます。

次のページ七ページでございますけれども、第一条は、十二月支給の期末手当を職員にあっては○・一ヶ月分引き下げ、一・二七五ヶ月分とするものであります。

再任用職員については、○・〇五ヶ月分引き下げ、○・七五ヶ月分とするものであります。

第二条は、第一条で十二月支給の勤勉手当を○・一ヶ月分引き下げたものを、来年からは、六月に○・〇五ヶ月分引き下げ、十二月も同じく○・〇五ヶ月分引き下げるものでございます。

附則でございますが、施行期日を平成二十四年十二月一日とし、第二条につきましては、平成二十五年四月一日としたものでございます、

以上で議案第四十七条の説明を終わります。

議

長 (苦米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議

長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第四十七号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よつて、議案第四十七号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

つぎに、日程第七 議案第四十八号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (坂本定美君)

議案第四十八号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。次のページをご覧いただきたいと思いますと思います。

改正内容についてご説明いたします。

第一条は、十二月支給の期末手当を○・一カ月分引下げ、一・四ヶ月分とするものであります。

第二条は、○・一ヶ月分引き下げましたものを、来年からは、六月、十二月それぞれ○・○五ヶ月分引き下げ  
ものでございます。

附則といたしましたして、施行期日を平成二十四年十二月一日とし、第二条につきましては、平成二十五年四月一日  
としたものでございます、

以上で説明を終わります。

議

長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議

長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議

長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第四十八号を採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第四十八号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

つぎに、日程第八 議案第四十九号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (坂本定美君)

議案第四十九号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

次のページをご覧いただきたいと思っております。

改正内容についてご説明申し上げます。

第一条は、十二月支給の期末手当を○・一ヶ月引下げ、一・四ヶ月分とするものであります。

第二条は、○・一ヶ月分引き下げたものを、来年からは六月、十二月でそれぞれ○・○五ヶ月引き下がるもの

であります。

附則でございますが、施行期日を平成二十四年十二月一日とし、第二条につきましては、平成二十五年四月一日としたものでございます、

以上で説明を終わります。

議

長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議

長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議

長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。これより議案第四十九号を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よつて、議案第四十九号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり可決いたしました。

つぎに、日程第九 議案第五十号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (坂本定美君)

議案第五十号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

次のページをご覧ください。

なお、説明補足資料もあわせてご覧いただきたいと思ひます。

第一条は、十二月支給の期末手当を○・一ヶ月分引下げ一・四ヶ月分とするものであります。

第二条は、○・一ヶ月分引き下げたものを、来年からは六月、十二月でそれぞれ○・○五ヶ月引き下がるものであります。

附則につきましては、施行期日を平成二十四年十二月一日とし、第二条につきましては、平成二十五年四月一日

としたものでございます、

以上で、議案第五十号の説明を終わります。

議

長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議

長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議

長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。  
これより議案第五十号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よつて、議案第五十号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

以上で、本臨時会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成二十四年第七回六戸町議会臨時会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございます。

閉会 (午前 十 時 十八 分)

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

會議錄署名議員

會議錄署名議員